

2013 新規上場ガイドブック 新旧対照表

2014年2月

JASDAQ編

ページ	新	旧
58	<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第436条の2から第439条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注2）（注3）（注4）（注5）。</p> <p><u>また、「企業行動規範」では、上場会社として望まれる事項の中で、「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」（上場規程第445条の4）と定めています。上場審査では独立役員の構成に関する方針（独立役員の人数、取締役・監査役の別等）を確認し、取締役である独立役員を確保していない場合には、確保の方針及びその取組状況等を確認するとともに、確認した取組状況のコーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載を要請します。特に関係の強い親会社等を有する場合、同族色の強い取締役構成の場合には、その確保に向けた具体的な計画を確認します。</u></p>	<p>有価証券上場規程の「企業行動規範」の項目では、上場会社として遵守すべき行動規範を定めていますが、申請会社も有価証券上場規程第436条の2から第439条に掲げられた機関の設置及び取組み等を行う必要があります（注2）（注3）（注4）（注5）。</p>

以上